

泉区障害者支援施設（仮称）

設置運営法人募集要領

平成31年3月

横浜市健康福祉局障害支援課

I 目次

- 公募について……………P 1
- 事業について……………P 2
- 松風学園現入所者受入の引継ぎについて……………P 4
- 整備について……………P 5
- 選考及び募集について……………P 13

II 応募書類

- 事業計画書
- 様式1…事業申請書
- 様式2…法人の経営状況等について
- 様式3…履歴書（役員・施設長就任予定者）
- 様式4…資金計画等について
- 様式5…【参考】贈与契約書（法人自己資金に寄付金をあてる場合）
- 様式6…【参考】償還金贈与契約書（借入金償還に寄付金をあてる場合）
- 様式7…借入金償還計画表記入例
- 提出書類チェック表

III 参考資料等

- 参考資料1（整備関係）
 - 横浜市社会福祉法人施設審査会運営要綱
 - 横浜市社会福祉法人施設審査会事務取扱要領
 - 民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱、契約の手引き
 - ・ 横浜市民間障害福祉施設建設費補助金交付要綱
- 参考資料2（運営関係）
 - 横浜市指定障害者支援施設等の人員、設備、運営等の基準に関する条例
 - 横浜市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - ・ 横浜市民間障害者支援施設等の新設に係る運営費助成金交付要綱
 - ・ 横浜市自立生活移行支援助成事業実施要項（平成31年4月改正予定）

※参考資料等は、本募集要領に添付していません。●は市HPに掲載。

募集要領に関する問合せ先

健康福祉局 障害福祉部 障害支援課 整備推進担当

電 話：045-671-3560 F A X：045-671-3566

E-mail：kf-syoseibi@city.yokohama.jp

■ 公募について

1 趣旨

本市直営の障害者支援施設である松風学園は、建物（昭和 58 年竣工）が築 35 年を経過し老朽化が進み、居室の個室化や設備の更新を伴う再整備を実施します。この再整備による松風学園の定員数の減を補う定員数の新入所施設を、民間法人により松風学園敷地（グラウンド等）を活用し、整備運営していただくことを計画しています。

本事業の実施を希望する法人におかれましては、本募集要領に基づき、御応募くださるようお願いいたします。

2 応募資格

次のいずれかを満たす法人

- (1) 障害者支援施設を運営する社会福祉法人
- (2) 横浜市内で障害福祉サービス事業所（グループホームを含む）を運営する社会福祉法人
- (3) 横浜市内で高齢者等の入所施設（特別養護老人ホーム等）を運営する社会福祉法人

3 設置運営法人の決定方法

書類審査及びヒアリング審査を経て、横浜市社会福祉法人施設審査会に付議したうえで、事業者を決定します。

ヒアリング審査については、P.13 以降の「■選考及び応募について」を確認してください。

なお、実際の施設設計及び運営内容の決定にあたっては、選定後に、法人と本市とで協議することとし、本市の指導に従っていただきます。

4 暴力団の排除

横浜市暴力団排除条例に基づき、申請法人の代表者または役員に暴力団員がいないことを確認するため、役員名簿を提出していただき、神奈川県警察本部に照会を行います。その結果、該当者がいる場合は、補助金の交付先として選定しません。また、選定後に該当者がいることが判明した場合は、補助金の交付の取消しや返還を求めることがあります。

※ 横浜市暴力団排除条例

URL : http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/reiki/reiki_honbun/g202RG00001720.html

■ 事業について

1 松風学園の再整備の概要

障害者の公立入所施設である松風学園について、現入所者の居住環境の改善を図るため、居室を現在の障害者支援施設（入所施設）の面積基準に適合させながら、他施設と同様に個室化等を図ります。また、再整備後の居室等を活用し、18歳以上の障害児施設入所者や、他の民間入所施設では受入れが難しいとされる方（本人の状況によりマンツーマンでの支援や、より手厚い体制での支援が必要とされる方）の受入れや、支援にかかるコンサルテーションに積極的に取り組んでいきます。

あわせて、松風学園の個室化による定員減を補うため、松風学園用地の一部を活用し、新たに泉区障害者支援施設（仮称）を整備します。泉区障害者支援施設（仮称）については、公立施設としての松風学園に求められる役割や、地域生活への移行など「横浜市障害者プラン（※）」で規定する内容を十分踏まえた上で、隣接する松風学園と連携・協力関係を構築しながら、設置・運営を行います。

また、平成29年度末現在で松風学園の入所者は82人ですが、再整備後の松風学園の居室は約70室（短期入所を含む）となる見込みです。このため、本人の希望等に基づき、現入所者のうち約20人から30人を泉区障害者支援施設（仮称）にて支援を行うことが想定されます。

参考： 第3期 横浜市障害者プラン（平成27年度から32年度）

障害者基本法に基づき横浜市における障害者に関する施策の方向性等を定める基本的な計画である「障害者計画」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量を定める「障害福祉計画」の二つの性質を持つ計画です。

第3章テーマ2「住む、そして暮らす」において、様々な社会資源のより一層の活用を図り、多様なニーズに応える住まいのあり方を構築していくことで、行動障害のある方も含めた福祉施設入所者の状況を十分に踏まえながら地域生活への移行を進めることとしています。

※ 平成32年度末における福祉施設入所者の地域生活への移行の目標数を135人（平成28年度末時点の施設入所者数の約9%）としています。

2 施設の概要

① 所在地	横浜市泉区上飯田町 1987 番地
② 用途地域等	第2種中高層住居専用地域（60/150） 準防火地域、第3種高度地域
③ 敷地面積	約 3,000 m ²
④ 施設規模	
ア 延床面積	約 2,000 m ²
イ 定員（※）	施設入所支援：36人 生活介護：36人 短期入所：4人 （種別：障害者支援施設）
ウ 主な設備等	訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室、ショートステイ室、地域交流室、事務室他
⑤ その他	市有地無償貸与
⑥ 事業主体	社会福祉法人

※ 定員は本市との協議の上、変更になる可能性があります。

3 実施事業

(1) 施設入所支援・・・定員 36人

ア 主として夜間の入浴、排泄、食事等の介護を提供しながら、グループホーム等への地域移行に向けた生活能力の向上のための支援を行います。

イ 対象者

生活介護を受けている方であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあっては区分3）以上である方等

(2) 生活介護・・・・・・定員 36人

ア 常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴・排泄、食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。

イ 対象者（障害者支援施設に入所する場合）

障害支援区分が区分4（50歳以上の方は区分3）以上である方

(3) 短期入所・・・・・・定員 4人

ア ご家族の疾病などの理由により一時的に在宅生活が困難になった障害のある方を短期間受け入れ、必要な介護等を行うことにより、障害のある方とご家族の地域生活を支援します。

イ 対象者

障害支援区分が区分1以上である方

(4) その他事業

地域交流室を設置し、地域に開放してください。

(5) 法令の遵守

本事業の設置及び運営にあたっては、関係法令・規則・要綱等を遵守することとします。また、横浜市又は神奈川県の実業所管課の指導に従っていただきます。

なお、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所及び指定障害者支援施設に関する指定は横浜市が行います。

(6) 公募に関する所管課及び問合せ先

所管課	事務分掌
障害支援課 整備推進担当 電話 045-671-3560	・施設の設計及び建設に関すること ・設置運営法人の募集に関すること
障害支援課 障害支援係 電話 045-671-2391	・松風学園の管理・運営に関すること
障害支援課 事業支援係 電話 045-671-3607	・自立支援給付費に関すること ・自立生活移行支援助成事業に関すること

4 主な利用対象者

知的障害者等

なお、現在松風学園に入所している方を一定程度（現時点での想定は、20人～30人）受け入れていただくことになります。

5 運営費補助について

横浜市の自立生活移行支援助成事業の助成を受けることができます。

■ 松風学園現入所者受入の引継ぎについて

新入所施設開所前の一定期間、法人職員と市職員が共同で入所者への支援にあたるなどして、利用者個々の特性把握や対応の仕方等についてきめ細かい引継ぎを行うため、本市と協議のうえ、引継ぎを実施していただきます。

■ 整備について

1 整備にあたっての基本的事項

(1) 用地は現松風学園内敷地の一部（グラウンド等）とします。

土地の概要は下記の通りです。

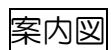
所 在	横浜市泉区上飯田町 1987 番地	地 目 ・ 地 積	宅地 他 約 3,000 m ²
用途地域	第 2 種中高層住居専用地域	建ぺい率・容積率	60%・150%
高度地区指定	第 3 種高度地区	防火・風致地区指定	準防火地域
用途制限等	市街化区域、建築基準法第 22 条による区域、日影規制、周辺地区又は自動車ふくそう地区		
特記事項	(1) 平成 31 年度中に、用地の実測を行い、敷地面積を確定して下さい（補助有）。 (2) 近隣に幅が広い私道がありますが、地下埋設管が老朽化していますので、当該私道を工事車両が通行しないようにしてください。 (3) 工事の状況について、地域に密に連絡するなど、地域とよく協議して下さい。 (4) 松風学園の工事が平成 31 年度から平成 35 年度まで予定されていますので、工事が円滑に進むよう、協力してください。また、松風学園と適宜協議をしてください。 (5) 敷地東側の通路は、松風学園の工事を行う車両が通行しますので、可能な範囲で便宜を図るようお願いします。		

建築・開発等に伴う事前相談及び協議先については、事前に横浜市建築局ホームページの「建築・開発等の窓口案内」で確認してください。

URL:

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/20140401121655.html>

位置図



２ スケジュールについて（想定）

年度	月	全体スケジュール	設置運営法人
30	3	設置運営法人公募開始	
31	4	法人公募締め切り	公募説明会参加、公募書類提出
	5	募集法人へのヒアリング	ヒアリング参加
	7	横浜市法人施設審査会の開催	設計入札準備
	8	法人決定 設計業者入札・決定	法人決定 設計業者入札・決定
	9	基本設計開始	基本設計開始
	12	基本設計終了 地元説明（基本設計終了） 実施設計開始	基本設計終了 地元説明（基本設計終了） 実施設計開始
32	5	実施設計終了	実施設計終了 工事業者入札準備
	7	工事業者入札 工事業者決定 地元説明（工事着手）	工事業者入札 工事業者決定 地元説明（工事着手）
	8	工事着工	工事着工
33	12	工事しゅん工	工事しゅん工
	1	開設準備	開設準備
	3	開所	開所

想定スケジュールのため、事業の進捗により変更の可能性があります。
ただし、平成31年度中に基本設計は終了させ、実施設計に着手してください。
（厳守）

また、施設の開所は平成34年3月までに行う必要があります。（厳守）基本設計にあたっては、開発申請が不要な形（区画の変更や土地の造成を伴わない形）で行うとスケジュール上無理がないため、留意してください。

3 想定される仕様（参考）

構造・標準階数	鉄筋コンクリート造・2階
面積（延床）	約 2,000 ㎡（補助基準面積）
駐車場(送迎車含む) 駐輪場	・ 駐車場標準 5 台 ・ 駐輪場 10 台以上 ・ 利用者家族の送迎に配慮すること

設置を要する設備	備考
※訓練・作業室	・ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること
※居室 短期入所室	・ 1 室約 12 ㎡を推奨（収納設備等を除き、9.9 ㎡以上必須） ・ 原則、個室、ユニット制とすること
※食堂	・ 食事提供に支障がない広さを有すること
※浴室	・ 利用者の特性に応じたものとする
※洗面所 ※トイレ	・ 居室のある階ごとに設けること ・ 利用者の特性に応じたものとする
※相談室	・ プライバシー保護に留意すること
地域交流室	・ 約 50 ㎡とすること
事務室	・ 含給湯室
倉庫 玄関・E V 機械室等その他設備	・ 応急備蓄物資の保管場所を確保すること。

※市条例で定める設備

4 整備費補助

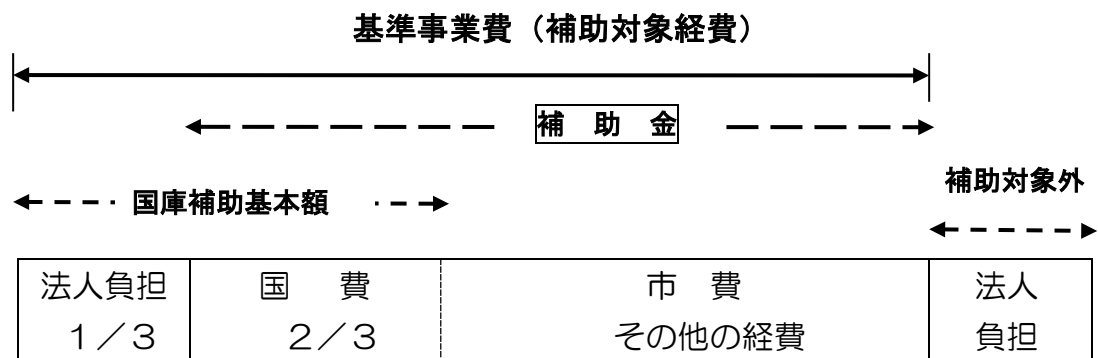
(1) 横浜市整備費補助内容と設置運営法人の負担について

本事業の整備については、本市基準事業費（以下「基準事業費」という。）が補助対象経費の上限です。その財源は本市補助金（以下「補助金」という。）と設置運営法人が負担する費用（以下「法人負担」という。）に分類されます。

費用の負担割合は、基準事業費のうち、国の補助金交付要綱で定める国庫

補助基本額の3分の1に相当する金額が法人負担となり、その他の経費（基準事業費から法人負担を控除した金額）は、補助金となります。なお、補助金のうち、国庫補助基本額の3分の2に相当する財源は国費で賄われます。

【整備費用負担イメージ】



- ※1 基準事業費及び国庫補助基本額は、運営法人、施設の定員や事業内容等により金額が変わります。
- ※2 基準事業費には、工事費、基本設計費、実施設計費、工事監理費、初度設備費（初度調弁費）、事務費等が含まれます。ただし、工事費のうち、土地の造成工事費用等は対象外となります。
- ※3 法人負担は、工事費の一部として生じるほか、基準事業費を上回る経費や、人件費・雑費等についても、負担していただきます。
- ※4 補助金及び法人負担の割合や金額については、今後、予算や制度改正等により、変更になる場合があります。

(2) 補助金額の算定方法（建設工事費）

1㎡当たり補助単価×補助基準面積＋杭工事費等－法人負担（法定）
 ※上記補助単価は、毎年見直しています。

(3) 想定する基準事業費と法人負担額（参考）

次の前提条件を元に試算すると、基準事業費は、約8億5千万円となり、このうち法人負担は、約6,550万円となります。

ア 前提条件

- ・工期：約12か月（予定）
- ・定員：入所36人、生活介護36人、短期入所4人
- ・事業費：工事費、設計費、工事監理費、初度設備費を含む。

イ 基準事業費試算（単位：千円）

※前提条件を元にした現時点での想定額です。

財 源	国	横浜市	法人（※）	計
金 額	131,000	647,400	65,500	843,900
（事業費内訳）工事費：764,100 設計費・初度備品等：79,800				

ウ （※）実際の法人負担額（資金計画）

実際の事業費では、設計や工事の状況などにより、不測の追加費用（補助対象外）が発生する場合があります。**実際の法人負担額（資金計画）については、前記金額（6,550 万円）以外に同額以上の予備費や最低 2 か月分の運転資金を見込んでください。**

(4) 貸付制度について

建設費等にかかる自己負担の一部について、独立行政法人福祉医療機構の貸付制度があります。

なお、同機構からの借入に伴う本市の償還金助成はありませんので、ご了承ください。

【独立行政法人 福祉医療機構】

貸付事業の内容等につきましては、福祉医療機構のホームページ等で御確認ください。

URL：http://hp.wam.go.jp/

（問 合 せ 先）

東京都港区虎ノ門4-3-13（ヒューリック神谷町ビル9階）

融資相談係 TEL(03)3438-9298

FAX(03)3438-0659

5 整備条件

(1) 設計・工事について

ア 設計業者及び建設業者の選定は、「民間社会福祉施設建設等整備に係る契約指導要綱」及び「契約の手引き」に従って、適切な経費執行を行ってください。

イ 工事の発注（入札）にあたっては、建築工事と設備工事を分離してください。

ウ 設計・施工に当たっては、建築基準法・施行令、横浜市建築基準条例、消防法・施行令、横浜市福祉のまちづくり条例等及び前項の施設につい

ての施設・設備の基準を定める法律・政令・通達・要綱等を遵守して下さい。

※ 横浜市福祉のまちづくり条例については、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則「表示板交付基準（別表 11）」に定める基準に全て適合し、表示板の交付を受けられるよう、設計・施工を行ってください。

エ 平成 26 年 4 月 1 日に横浜市では「横浜市の公共建築物における木材の利用の促進に関する方針」を策定しました。方針の趣旨を確認した上で、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等を総合的に判断し、木材の利用に努めてください。

オ 土地利用、設計、工期等について、本市の指導に従っていただきます。

カ 新規整備施設については、地震に対する安全性をより高めるために、構造設計に際して耐震性能を割増すために用途係数 1.25 を採用してください。

キ 障害者施設は、地域に根ざし、地域に開かれた施設として望まれています。設計・工事に当たっては、日影や騒音等に留意するなど、近隣・地域への影響に配慮してください。

ク 横浜市では、障害者支援施設については、地域生活への移行を目標とする地域生活支援型施設と位置づけています。そこで、地域生活を想定し、次のような設計をしてください。

① 全室個室、ユニット制としてください

② 日中活動の場と住まいの場を分けるよう努めてください

ケ 建物完成後、「横浜市公共建築物シックハウス対策ガイドライン」に沿って、室内の化学物質濃度測定を実施してください（これに要する経費は法人負担とします。）

コ 近隣地域と交通問題を生じさせないため、敷地内に必要な駐車スペースを確保してください。確保できない場合は、法人負担にて民間駐車場を借り上げていただくことになります。

サ 建物の維持・管理を適切に行ってください。また、修繕については、計画的に積み立てを行うことで対応してください。

シ 選定後、横浜市防災計画に基づき、災害時に在宅要援護者の二次的避難場所となる福祉避難所指定を受けるため、所在する泉区役所と協議を行っていただきますので、福祉避難所機能を考慮した設計としてください。

(2) 用地の貸付

ア 根拠

市有地の貸付については、財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例（昭和 39 年横浜市条例第 6 号）及び横浜市公有財産規則（昭和 39 年横浜市規則第 60 号）に定める規定により、無償で貸し付けます。

イ 貸付先法人の決定

貸付先となる法人については、横浜市社会福祉法人施設審査会の審査を経て、選定します。

ウ 貸付契約

市有地の貸付を決定したときは、施設整備に係る国庫補助の内示があった後、工事着工までに市有地の使用貸借契約を締結します。

エ 貸付期間

市有地の貸付期間は 30 年とします。また、貸付期間は更新することができます。ただし、1 回目の更新は貸付期間 20 年、次回以降は 10 年とします。

オ 貸付料

市有地の貸付料は、障害者支援施設の運営と速やかな既存施設の再整備への協力（松風学園現入所者の受入を含む）を条件として、条例第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、無償とします。ただし、横浜市の承諾無く目的外に利用した場合や、第三者に転貸した場合は、横浜市は契約を解除することができ、その場合は、当該用地を原状回復の上、横浜市に返還するものとします。

カ 貸付面積

約 3,000 m²としますが、実測により確定します。おおよその範囲は、P.6 を参照してください。

キ 敷地東側の通路について

開所後も、松風学園職員、利用者及び地域の方が通行できるよう、現状を維持するようにしてください。

松風学園工事中は工事車両が通行しますので、通行に協力してください。

ク その他

必要な事項は、健康福祉局長が定めます。

■ 選考及び応募について

1 選定方法

(1) 書類審査

提出していただく資料を基に、法人としての運営状況や資金力などを審査します。

(2) 健康福祉局によるヒアリングの実施

応募法人に3名程度出席いただき、事業計画書の説明をしていただきます。理事長と施設長予定者は、必ず出席してください。

ヒアリングは5月16日(木)に開催予定です。応募法人数によっては日時、会場を変更する場合がありますので、詳細は応募法人へ後日 E-mail で連絡します。

(3) 横浜市社会福祉法人施設審査会（以下「審査会」とする。）による選定

横浜市は、審査会を開催し、法人評価結果及び健康福祉局の法人評価結果をもとに、設置運営法人を選定します。

なお、ヒアリングを基に健康福祉局が選定した法人が、必ず設置運営法人に選定されるとは限りません。また、審査にあたっては、追加資料を提出していただくことがあります。

(4) 審査項目

横浜市社会福祉法人施設審査会事務取扱要領を参照してください。

(5) 選定結果

全応募法人へ文書で通知します。

(6) 公募及び選定スケジュールの概要（予定）

- ・ 3月22日(金)・・・健康福祉局ホームページでの告知
- ・ 4月5日(金)10時・・・公募説明会を開催（KRC ビル6階大会議室）
- ・ 4月10日(水)13時・・・質問受付(E-mail)期限
- ・ 4月15日(月)17時・・・質問回答(E-mail)予定
- ・ 4月24日(水)17時・・・応募申請書等（様式1～様式7）受付締切
- ・ 4月26日(金)17時・・・応募書類（添付書類）受付締切
- ・ 5月16日(木)・・・健康福祉局によるヒアリング
- ・ 7月上旬・・・横浜市社会福祉法人施設審査会による審査
- ・ 8月中旬・・・設置運営法人選定結果通知の送付

2 応募書類の提出及び作成について

(1) 受付期間

4月16日(火)から4月24日(水)の9時から17時まで

(土・日・祝日及び 11 時 30 分から 13 時 30 分までを除く。)

※ 提出にあたっては、前日までにご連絡ください。

(2) 受付方法

健康福祉局障害支援課（中区日本大通 18 KRC ビル6階）までご持参下さい。

※ 持参以外の手段では受付できませんので、ご承知ください。

(3) 応募書類

事業計画書及び法人資料等（チェック表と様式） 各 10 部

3 事業計画書の作成

(1) 作成にあたっての注意事項

ア 各ページの下にページ番号を記載してください。

イ 用紙は、A4判縦としてください。

ウ 書式、フォント形式及び図表の使用、枚数は自由です。

エ 原則、白黒両面印刷とし、左開きとなるよう2か所でホチキス留めしてください。（ファイルに綴じて提出いただいても結構です。）

オ 「応募書類一覧・チェック表」で指示している部数（10 部）を作成してください。ただし、そのうち1部のみファイルで留めず、クリップ留め等により、提出してください。

(2) 記載項目について

次に示す項目について、必ず項目ごとに記載してください。

■事業応募の動機及び目的

■施設運営の方針

どのような施設の設置運営を行っていくのか等、次の項目について具体的に記載してください。

☐ 法人の考える障害者支援施設の役割・機能・対象者

☐ 市内の知的障害者の現状を踏まえた地域ニーズへの対応について

☐ 松風学園現入所者の受入や引継について

☐ 松風学園との連携についての考え

☐ ほかの社会資源や地域自立支援協議会との連携について

☐ ユニットケアによる支援の在り方

☐ 医療的な対応が必要な方への支援の考え方とその方法

☐ 障害者支援施設における生活介護事業の考え方

☐ 地域生活への移行についての考え方

☐ 相談支援の考え方

☐ 短期入所事業の考え方

- ☐ 地域交流事業の考え方
- ☐ 自主事業の考え方【任意事業】
- ☐ 設置費（財源等）について
- ☐ 運営費について
- ☐ 全体の職員配置
- ☐ 施設長の人材確保の考え方
- ☐ 職員の人材確保及び育成の考え方
- ☐ 地域貢献（人材活用など）の考え方
- ☐ 権利擁護・虐待防止に対する考え方
- ☐ 苦情解決・事故対応の体制について
- ☐ 管理・運営上における安全面への配慮について

4 質問の受付について

設置運営法人公募に関する質問の受付と回答を、次により行います。

(1) 法人担当者連絡先 E-mail アドレス等の登録について

受付けた質問は、集約して全法人へ一律に回答します。そのため、質問がない法人もその旨を記載して E-mail アドレス等の登録をお願いします。

(2) 質問（登録）締切期限

4月10日(水)13時

(3) 受付方法

E-mail にて受け付けます。

(4) 質問受付 E-mail アドレス

kf-syoseibi@city.yokohama.jp

(5) 質問受付確認

4月10日(水)14時までに、E-mail を受け付けた旨（回答ではありません）を返信します。その時間を過ぎても返信が届かない場合は、表紙に記載の問い合わせ先電話番号へご連絡ください。

(6) E-mail の記載について（タイトルにおける注意点）

ア 質問がある場合

【泉区障害者支援施設法人公募】質問：〇〇について

イ 質問がない場合

【泉区障害者支援施設法人公募】〇〇〇〇（法人名）の連絡 E-mail アドレス等について

(7) 本文記載における注意点

ア 質問は箇条書きでお願いします。

イ 施設建設に関する質問の場合は、対象部分を明確に記載してください。

ウ 次の情報を明記してください。

法人名称、法人担当者名・担当者所属部署、連絡先住所・電話番号・
E-mail アドレス

エ Word、Excel、テキスト形式で質問を添付してもかまいませんが、それ以外の文書形式での添付は受け付けません。

(8) その他

ア 回答は E-mail で送信します。4月15日(月)17 時までに回答が届かない場合は、表紙に記載の問い合わせ先電話番号へご連絡ください。

イ 今回の公募に関する質問以外については、回答できませんので御了承ください。

5 留意事項

(1) 応募者は、応募書類の提出をもって、公募要領の記載内容を承諾したものとします。

(2) 横浜市職員及び本件関係者に対して、本件についての接触を禁じます。

(3) 今回提出していただく応募書類等は、いかなる理由でも返却しません。

(4) 申請者が運営している施設について、現地調査を行うことがあります。

(5) 応募書類は、ヒアリングの委員及び法人施設審査会委員に送付します。

また、応募書類は横浜市が公表出来るものとします（履歴書等、理事会議事録、贈与契約書等を除く）。

(6) 応募に関して必要となる費用は、法人の負担とします。

(7) その他、上記以外にもいくつかの条件を決定後に付加することがありますので、あらかじめご了承ください。

(8) 様式の電子データを希望する場合は、目次に記載の問い合わせ E-mail あてに、「様式の電子データを希望する」旨を記載して送信してください。

泉区障害者支援施設（仮称）

事業計画書

（応募する法人名）

それぞれの項目について、次のページから記入してください。

目 次

- 1 事業応募の動機及び目的P 1
- 2 施設運営の方針
 - (1) 法人の考える障害者支援施設の役割・機能・対象者P〇〇
 - (2) 市内の知的障害者の現状を踏まえた地域ニーズへの対応について
.....P〇〇
 - (3) 松風学園現入所者の受入や引継について
 - (4) 松風学園との連携についての考え
 - (5) ほかの社会資源や地域自立支援協議会との連携について
 - (6) ユニットケアによる支援の在り方
 - (7) 医療的な対応が必要な方への支援の考え方とその方法
 - (8) 障害者支援施設における生活介護事業の考え方
 - (9) 地域生活への移行についての考え方
 - (10) 相談支援の考え方
 - (11) 短期入所事業の考え方
 - (12) 地域交流事業の考え方
 - (13) 自主事業の考え方【任意事業】
 - (14) 設置費（財源等）について
 - (15) 運営費について
 - (16) 全体の職員配置
 - (17) 施設長の人材確保の考え方
 - (18) 職員の人材確保及び育成の考え方
 - (19) 地域貢献（人材活用など）の考え方
 - (20) 権利擁護・虐待防止に対する考え方
 - (21) 苦情解決・事故対応の体制について
 - (22) 管理・運営上における安全面への配慮について

1 事業応募の動機及び目的

〇〇〇…………

2 施設運営の方針

〇〇〇…………

(様式1)

泉区障害者支援施設（仮称）事業申請書

平成 31 年 4 月 日

横 浜 市 長

(申請法人・代表者氏名)

所 在 地

法 人 名 称

法人代表者

印

(法人事務担当者)

所属

所在地

電話

FAX

E-mail

標記事業について、関係書類を添えて申請します。

(様式2)

法人の経営状況等について

法人名称：

記入欄が足りない場合は、添付資料での対応としていただいても結構です。

1 法人名・所在地

(1) 法人名

(2) 主たる事務所の所在地

(3) 設立年月日

(4) 設立登記年月日

※ 定款、法人登記簿謄本、平成29年度の事業報告書、平成30年度の現況報告書及び平成27・28・29年度の決算報告書(財産目録、貸借対照表、収支計算書等)を添付してください。

※ 過去5か年の監査(社会福祉法人の場合は、法人監査及び施設監査含む)の結果通知(写)とその回答を必ず添付してください。

2 現在運営している施設等

施設種類	施設名	所在地	設置年月日	H31年4月現在		年間償還金額
				定員	現員	
						千円
						千円
						千円
						千円

※ 現在運営している施設の建設にかかる借入金の年間償還金額(平成31年度)を記入してください。

※ 各施設の運営内容を紹介するパンフレット等がある場合は添付してください。

3 施設運営以外の障害児・者福祉事業又は医療事業

事業名	事業内容	事業開始年月日

4 役員構成

氏 名	年齢	役員間の親族関係等	勤務先 (役職名) 事業の内容	福祉事業歴	地域代表	他法人の理事
理事長						
理事(以下同じ)						
監事(以下同じ)						

※ 各役員の履歴書(平成 31 年 1 月現在)を添付 してください (身分証明書、印鑑登録証明書の添付は不要です)。

※ 役員間の親族関係等欄には、各役員について、その親族その他特別の関係(6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族等)がある者が含まれている場合に、その関係を具体的に記入してください。

※ 地域代表欄には、町内会長、民生委員等の公的職務名を記入してください。

※ 他法人の理事欄には、他の法人の理事を兼務している場合に、その法人名を記入してください。

※ 評議員、顧問等の名簿を添付 してください。

5 施設長（予定者）

氏 名	年 齢	住 所	資 格	現 職 業	主な福祉経歴

※ 履歴書(平成 31 年 1 月現在)と、資格証明書の写を添付してください。

6 法人の経営状況について

(1) 法人全体の純資産額（資産－負債）

平成 29 年度 円

平成 28 年度 円

平成 27 年度 円

平成 26 年度 円

平成 25 年度 円

(2) 法人全体の資金収支差額

平成 29 年度 円

平成 28 年度 円

平成 27 年度 円

平成 26 年度 円

平成 25 年度 円

(様式3)

履 歴 書

平成 31 年 1 月現在

(ふりがな) 氏 名		
住 所		
生 年 月 日	年 月 日 生 (歳)	
代表者との関係	1 親族 () 2 その他 ()	
現 在 の 職 業		
略 歴	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
そ の 他 社会福祉事業 医療事業 活動歴	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
	年 月 ～ 年 月	
資 格		

(様式 4)

■ 資金計画等について

法人名称：_____

1 資金計画

内 訳	法人自己負担額合計	千円	
	法人自己資金	千円	(= A)
	寄付金	千円	(= B)
	借入金	千円	(= C)

※本事業では、法人負担を約 6,550 万と見込んでいます。(P. 10 参照)
その財源についてご記入をお願いします。

※ 法人自己資金(A)の場合は、負担の決定についての理事会議事録を添付してください。

理事会議事録を平成31年4月26日までに提出できない場合は、事業所管課までご相談下さい。

※ 寄付金をあてる場合は、「2 寄付金内訳(B)」に記入してください。

2 寄付金内訳(B)

寄付者氏名	年齢	法人との関係	寄付金額	勤務先名及び役職名	前年の課税所得
			千円		千円
			千円		千円
			千円		千円
合 計 (B)			千円		

※ 法人との関係欄には、理事長・理事・監事・評議員等を記入してください。

寄付者ごとに資料を添付してください。

◇ 寄付者が個人の場合

- ① 贈与契約書の写し (実印を押印したもの。印鑑登録証明書の添付は不要です。)
- ② 預金通帳等の写し (表紙及び直近1年分の金額が表示されているもの。寄付金額に相当する分の通帳等だけで結構です。)
- ③ 残高証明書 (②の預金通帳等で、書類受付日より1か月前までの日付が記帳されていない場合に添付してください。)

◇ 寄付者が法人等の場合

- ① 定款
- ② 登記簿謄本
(既存のものがあればその写で構いません。法人税の申告書の写でも構いません。)
- ③ 寄付に関する役員会議事録
- ④ 直近の決算書

3 借入金内訳(C)

借 入 先	金 額	償還年限
独立行政法人 福祉医療機構	千円	年
その他 ()	千円	年
合計(C)	千円	年

※ 借入金償還計画表（記入例は様式7を参照）を添付してください。

※ 借入金の償還に寄付金をあてる場合は、「4 借入金の償還財源」に記入してください。

4 借入金の償還財源

寄付者氏名	年齢	法人との関係	寄付金額	勤務先名及び役職名	前年の課税所得
			千円		千円
			千円		千円
			千円		千円
合 計			千円		

寄付者ごとに資料を添付してください。

◇ 寄付者が個人の場合

① 償還金贈与契約書の写し

（実印を押印したもの。印鑑登録証明書の添付は不要です。）

② 収入を明示する証書類

（給与所得者は源泉徴収票、確定申告対象者は確定申告書の写し。この証書類は、年間の償還所要額が課税所得額の1/4以下であることを確認するものです。）

◇ 寄付者が法人等の場合

① 定款

② 登記簿謄本

（既存のものがあればその写しで構いません。法人税の申告書の写でも構いません。）

③ 寄付に関する役員会議事録

④ 直近の決算書

(様式5)

贈 与 契 約 書 (参考)

〇〇 〇〇 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇法人〇〇〇代表者 (又は代表者代理人) 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、〇〇〇〇法人〇〇〇が泉区新入所施設 (仮称) 整備事業の補助対象事業者として決定したときは、同法人の事業実施にかかる〇〇資金として金〇〇万円を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人の指定する期日までに行わなければならない。

第3条 〇〇〇〇法人〇〇〇が泉区新入所施設 (仮称) 整備事業の補助対象事業者として選定されなかったときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙は誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 〇 〇 〇 〇 実印

乙 住所
氏名 〇〇〇法人〇〇〇 代表者
〇 〇 〇 〇 実印

(甲が代表者である場合は、乙に代表者代理人を立てて、甲と乙が同一人にならないようにしてください。)

(例) 乙 住所
氏名 〇〇〇法人〇〇〇 (代表者代理人)
〇 〇 〇 〇 実印

(様式6)

償 還 金 贈 与 契 約 書 (参考)

〇〇 〇〇 (以下「甲」という。)と〇〇〇〇法人〇〇〇代表者 (又は代表者代理人) 〇〇 〇〇 (以下「乙」という。)と〇〇 〇〇 (以下「丙」という。)は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、〇〇〇〇法人〇〇〇が泉区新入所施設 (仮称) 整備事業の補助対象事業者として決定したときは、同法人の事業実施に伴う〇〇〇〇からの借入金の償還財源として、総額金〇〇万円を別紙の借入金償還計画表のとおり同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を毎年〇月末日までに行わなければならない。

第3条 甲が、第1条による贈与を履行できないとき、又はできなくなったときは、丙がその贈与を代替し、又は残余の贈与を継承して行う。

第4条 丙は、第3条による贈与の継承を履行できなくなったときは、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

第5条 この契約に定めていない事項については、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

上記契約を証するため、同文3通を作成し、甲、乙及び丙、署名捺印のうえ各1通を所持する。

平成 年 月 日

甲 住所
氏名 〇 〇 〇 〇 実印

乙 住所
氏名 〇〇〇法人〇〇〇 代表者 (代理人)
〇 〇 〇 〇 実印

丙 住所
氏名 〇 〇 〇 〇 実印

※ 甲、乙、丙が同一人とならないようにしてください。(贈与契約書の甲が代表者である場合の記入例も参照してください。)

(様式7)

借入金償還計画表記入例【泉区障害者支援施設(仮称)整備事業】

単位:千円

借入先	福祉医療機構		（その他）		年間償還 所要額 合計	償還財源					合計
借入額	40,000,000					自己資金	寄付金A	寄付金B	横浜市 補助金	（その他）	
償還年次	元金	利子	元金	利子							
1	2,000,000	160,000			2,160,000	666,667	666,667	666,666	0	160,000	2,160,000
2	2,000,000	144,000			2,144,000	666,667	666,667	666,666	0	144,000	2,144,000
3	2,000,000	136,000			2,136,000	666,667	666,667	666,666	0	136,000	2,136,000
4	2,000,000	128,000			2,128,000	666,667	666,667	666,666	0	128,000	2,128,000
5	2,000,000	120,000			2,120,000	666,667	666,667	666,666	0	120,000	2,120,000
6	2,000,000	112,000			2,112,000	666,667	666,667	666,666	0	112,000	2,112,000
7	2,000,000	104,000			2,104,000	666,667	666,667	666,666	0	104,000	2,104,000
8	2,000,000	96,000			2,096,000	666,667	666,667	666,666	0	96,000	2,096,000
9	2,000,000	88,000			2,088,000	666,667	666,667	666,666	0	88,000	2,088,000
10	2,000,000	80,000			2,080,000	666,667	666,667	666,666	0	80,000	2,080,000
11	2,000,000	72,000			2,072,000	666,667	666,667	666,666	0	72,000	2,072,000
12	2,000,000	64,000			2,064,000	666,667	666,667	666,666	0	64,000	2,064,000
13	2,000,000	56,000			2,056,000	666,667	666,667	666,666	0	56,000	2,056,000
14	2,000,000	48,000			2,048,000	666,667	666,667	666,666	0	48,000	2,048,000
15	2,000,000	40,000			2,040,000	666,667	666,667	666,666	0	40,000	2,040,000
16	2,000,000	32,000			2,032,000	666,667	666,667	666,666	0	32,000	2,032,000
17	2,000,000	24,000			2,024,000	666,667	666,667	666,666	0	24,000	2,024,000
18	2,000,000	16,000			2,016,000	666,667	666,667	666,666	0	16,000	2,016,000
19	2,000,000	8,000			2,008,000	666,667	666,667	666,666	0	8,000	2,008,000
20	2,000,000	0			2,000,000	666,667	666,667	666,666	0	0	2,000,000
合 計	40,000,000	1,528,000			41,528,000	13,333,340	13,333,340	13,333,320	0	1,528,000	41,528,000

独立行政法人 福祉医療機構
・借入申込額 40,000千円
・申込期間 20年
・利率 0.40% で試算してください

■ 応募書類一覧・チェック表

資料の添付漏れがないかを確認して「提出確認」欄に○印を記入し、必要な資料を添付してください。
書類に不備がある場合は受け付けませんので御注意ください。

1 事業計画書 <10部> (原紙1部+コピー9部)

※但し、増し刷り(コピー)の原紙とするため、1部のみファイルやホチキス等で留めず、クリップ留め等により、(原則として両面印刷で)提出してください(法人資料等も同様とします)。

泉区障害者支援施設(仮称)事業計画書	提出確認	締切	締切
		4/24 ○	4/26

2 法人資料等 <10部> (原紙1部+コピー9部)

- 以下の資料一式を、A4サイズで統一し、A4縦ファイルに綴じてください(ホチキス留めは不可)。
- ファイルの表紙と背表紙には、次の内容を記載したラベルテープ等を貼ってください。
「泉区障害者支援施設(仮称)法人応募書類」 ○○○○(法人名)
- 各資料のくゝで囲った「アルファベット・数字」をインデックスとして、該当見出しページに貼り付けてください。

<A> 事業申請書 (様式1を参照)	提出確認	4/24	4/26
		○	

 法人の経営状況等について (様式2を参照)		○	
「1 法人名・所在地」添付資料			
<1>	定款		○
<2>	法人登記簿謄本(全部事項証明書)(写し)		○
<3>	平成29年度事業報告書及び平成30年度現況報告書		○
<4>	平成27・28・29年度決算報告書(財産目録、貸借対照表、収支計算書等)		○
<5>	過去5か年の監査の結果通知(写し)及びその回答(写し) (社会福祉法人の場合は、法人監査及び施設監査)		○
「2 現在運営している施設」添付資料			
<6>	施設の運営内容を紹介するパンフレット		○
「3 役員構成」添付資料			
<7>	履歴書 (様式3を参照)		○
<8>	評議員名簿、顧問名簿等		○
「4 施設長(予定者)」添付資料			
<9>	履歴書 (様式3を参照)		○
<10>	資格証明書(写し)		○

<C> 資金計画等について (様式4を参照)		○	
「1 資金計画」添付資料			
<11>	法人自己資金での負担に関する、理事会議事録(写し)		○
「2 寄付金内訳」添付資料			
◇ 寄付者が個人の場合			
<12>	贈与契約書(写し) (様式5を参照)		○
<13>	預金通帳(写し)		○
<14>	残高証明書 (預金通帳等に書類受付日より1か月前までの 日付が記帳されていない場合に添付してください。)		○
◇ 寄付者が法人等の場合			
<15>	定款		○
<16>	登記簿謄本		○
<17>	寄付に関する役員会議事録(写し)		○
<18>	直近の決算書		○
「3 借入金の償還財源」添付資料			
<19>	借入金償還計画表 (様式7を参照)		○
◇ 寄付者が個人の場合			
<20>	償還金贈与契約書(写し) (様式6を参照)		○
<21>	収入を明示する証書類(源泉徴収票、確定申告書の写し)		○
◇ 寄付者が法人等の場合			
<22>	定款		○
<23>	登記簿謄本		○
<24>	寄付に関する役員会議事録(写し)		○
<25>	直近の決算書		○